

「経済安保」が企業と労働者を破壊する？ 大川原化工機事件と経済安保秘密保護法を考える。

経済安保秘密保護法（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律）が今年 5 月に施行されます。

2013 年に成立、2014 年に施行された特定秘密保護法の守秘義務と適性評価・セキュリティクリアランス（＝身辺調査）制度が、民間企業や民間労働者にまで拡大して適用されることとなりました。

特定秘密保護法の下では、守秘義務の範囲が不明確で、エリート自衛官でも、何が秘密かわからない、秘密を話すつもりはなかったのに守秘義務違反と言われて刑事責任を追及される、ということが起きています。そのようなことが、今度は民間人の間で起きる危険が高まっています。また秘密情報を取り扱う人に行われる適性評価・セキュリティクリアランスはまさに「身辺調査」そのもので、その人だけに止まらず、その人の親や配偶者や子どもまで、プライバシーに属する事情も根こそぎ時の権力者に調査・把握されることとなります。

稀代のえん罪事件といわれる大川原化工機事件も、時の政府の「経済安保」のかけ声のもと、現代の特高警察ともいわれる公安警察が暴走して事件化されたと言われています。経済安保秘密保護法が施行されることにより、中国や韓国との輸出入取引を営んでいる中小企業やそこで働く労働者が同様のえん罪被害に巻き込まれる可能性が高まっています。

このような問題をこのままにしておいて良いのか？秘密保護法制問題の第一人者である海渡雄一弁護士、経済刑法分野の権威である松宮孝明教授、大川原化工機事件の大川原正明社長、その弁護人を務められた高田剛弁護士をお招きしてパネルディスカッション方式で詳しくお話を伺い、深めたいと考えています。

日時

2025 年 6 月 21 日（土）

14 時 30 分～16 時 30 分（14 時開場）

会場

京都弁護士会館 地階大ホール

京都市中京区富小路丸太町下る

講師

海 渡 雄 一 さん（弁護士 秘密保護法対策弁護団）

松 宮 孝 明 さん（立命館大学名誉教授）

大川原 正 明 さん（大川原化工機社長）

高 田 剛 さん（弁護士 大川原化工機事件弁護団）



海渡 雄一 さん



大川原 正明 さん



松宮 孝明 さん



高田 剛 さん

お問い合わせ

オンライン

075-231-2337

9:15～12:00 / 13:00～16:30



当日、お時間になりましたら左の QR コード
または下の URL からご参加ください。

<https://zoom.us/j/93795588722>